

## 憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

本日、日本国憲法が施行されて78年目の憲法記念日を迎えました。

明治憲法下における全体主義体制から先の大戦に突き進み、多数の犠牲者を出したことへの深い反省から、日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権を定めています。

そして、日本国憲法は、最大の人権侵害である戦争を放棄する恒久平和主義を採用し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利、すなわち平和的生存権を有することを前文で確認しています。この憲法の理念は不断の努力により、実現されるべきものです。

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻、ガザ地区におけるイスラエルとイスラム組織ハマスによる戦闘状態は、様々な動きはあるも、完全な停戦に至っておらず、多くの市民が犠牲となっています。当会は、平和的生存権を保障する憲法の理念に従い、日本政府に対し、改めて平和的手段による最大限の外交努力を行うことを求めます。

また、昨年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（以下、「日本被団協」という。）がノーベル平和賞を受賞したことを受けて、当会は、「日本被団協のノーベル平和賞受賞を歓迎する会長談話」を本年2月26日付けで発しています。日本被団協のノーベル平和賞受賞は、核兵器のない世界と恒久平和主義を後押しするものです。当会は本年3月8日にシンポジウムを実施し、日本被団協代表委員である田中熙巳さんにご講演いただき、多くの市民の方々にご参加頂きました。

さらに、近時、同性婚訴訟において、本年3月25日、大阪高等裁判所は、地裁の合憲判決を変更し、違憲判断を下しました。東京や札幌など5つの高裁の判断は全て違憲となり、国会に同性婚の法制化を強く促す形となりました。当会は、2021年4月30日付けで発した「民法等の関連法令を改正して同性婚を認める立法を求める会長声明」において、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて努力を重ねる旨宣言し、国会に対し、同性婚を認める立法を求めています。当会は、5つの高裁の違憲判断を歓迎します。

基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする弁護士によ

り組織される当会は、人権の救済に努力し、憲法の基本原理を実現するための提言や実践に真摯に取り組むことを憲法記念日において改めて決意いたします。

2025年（令和7年）5月3日

茨城県弁護士会

会長 遠藤 俊弘